

各 位

会 社 名	株 式 会 社 レーサム
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 田 中 剛 JASDAQ コード 8890
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 松 倉 信 行
電 話	03-5157-8881

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年11月14日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問に対し、下記のとおり新株予約権（有償ストック・オプション）（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由並びにその合理性及び相当性

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問に対して、貢献意欲及び士気をより一層向上させ、当社の中期3ヶ年経営計画に対するコミットメントをさらに強めることを目的として、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、下記II. 3. (6) ①に定めるとおり、当社の平成27年3月期及び平成28年3月期の決算短信に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における連結営業利益の合計額が(i)11,840百万円を超過した場合には割り当てられた本新株予約権の60%まで、(ii)14,800百万円を超過した場合には割り当てられた本新株予約権の85%まで、(iii)15,700百万円を超過した場合には全ての本新株予約権を行使することができるものとしており、当社の中期3ヶ年経営計画の数値目標の達成度に応じて新株予約権を行使できることとなっております。また、下記II. 3. (6) ②に定めるとおり、原則として、新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要するとしております。このように、本新株予約権は、割当対象者の貢献意欲及び士気をより一層向上させ、当社の中期3ヶ年経営計画に対するコミットメントをさらに強めるという上記目的に資することが期待できる内容となっております。

また、本新株予約権が行使されることによって生じる株式価値の希薄化は約2.08%という合理的な範囲に留まることから、既存株主の利益保護の観点からしても、本新株予約権の発行は、上記目的の達成という必要性に照らして、相当なものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数、並びに、新株予約権の目的である株式の種類及び数

9,600個

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株（ただし、下記3. (1)により調整された場合は当該調整後の数）とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式960,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下、「プルータス」という。)が、取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値1,068円/株、株価変動性70.27%、配当利回り0%、無リスク利率0.17%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,068円/株、満期までの期間5年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。そして、当該金額は、プルータスが算出した結果と同額である。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数並びにその調整

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(下記4.に定める。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,068円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成26年12月4日から平成31年12月3日までとする(ただし、下記(6)の条件を満たしている場合に限る。)

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本剰余金における資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡が可能な本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期の当社の決算短信に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における連結営業利益の合計額が下記（i）～（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (i) 11,840 百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 60%まで
 - (ii) 14,800 百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 85%まで
 - (iii) 15,700 百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
 - ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、次号に掲げる場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 平成 28 年 3 月期の当社の決算短信が公表されるまでに新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当該新株予約権を承継することができない。平成 28 年 3 月期の当社の決算短信が公表された時点以後に新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者から本新株予約権を相続した者は、取締役会が別途認めた場合に限り、被相続人である当該新株予約権者が死亡時において①及び②の規定に基づいて行使が可能であった数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 26 年 12 月 4 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、並びに新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定その他の理由により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日にお

いて残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとし、この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5. に準じて決定する。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本 6. に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 12 月 3 日

9. 申込期日

平成 26 年 12 月 3 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	7 名	6,800 個
当社子会社取締役	1 名	1,200 個
当社顧問	2 名	1,600 個

※ なお、上記 1.及び 10.に記載の数値については、当社取締役、当社子会社取締役及び当社顧問による申込状況等により、減少することがあります。

III. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役社長田中剛への付与を予定したものであるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本新株予約権は、社内で定められた規則並びに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「II. 新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本新株予約権の内容及び条件については、本日付の当社取締役会の決議によって決定しております。

当該決定に際して、平成 26 年 11 月 14 日に、支配株主と利害関係のない社外監査役である松嶋英機氏及び中瀬進一氏が、代表取締役社長田中剛は、当社の支配株主に該当しているため、同氏に対する本新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当しますが、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 本新株予約権が平成 26 年 11 月 14 日の当社取締役会の決議の内容及びに基づき付与対象者による当社の中期 3 ヶ年経営計画に対するコミットメントをより一層強めることを目的として付与されること、(3) 本新株予約権の内容及び発行手続に指摘すべき事項も認められないことから、代表取締役社長田中剛に対する本新株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨を意見表明しております。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成 26 年 6 月 26 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社と支配株主との間で新たな取引が発生する場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、必要に応じて取締役会において、その取引の内容及び条件の妥当性について審議し決定することとし、少数株主の利益を害することのないように対処してまいります。」

本新株予約権の発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

以上